

契 約 書 (案)

- 1 工事名 「知の拠点あいち」情報システムの配線及び機器設置工事
- 2 工事場所 「知の拠点あいち」
豊田市八草町秋合 1 2 6 7 - 1、瀬戸市南山口町 2 5 0 - 3 及び上之山町 3 - 2 - 6
- 3 工事の内容 別紙仕様書、工事区分表のとおり
- 4 工期 着手 令和 8 年 月 日
完了 令和 9 年 3 月 3 1 日
- 5 契約金額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法および地方税法の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。
- 6 契約保証金 免除
- 7 その他特約事項 別添「個人情報取扱事務委託基準」及び「情報セキュリティに関する特約条項」のとおり

上記の工事について、発注者愛知県と請負者 には別紙愛知県公共工事請負工事契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、各自 1 通を保管する。

令和 8 年 月 日

発注者 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
愛 知 県
愛知県知事 大村 秀章

請負者

特に定めた契約条件

1 前金払

愛知県公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第36条第1項の前金払の率は、10分の4とする。

2 中間前金払

- (1) 中間前払金の支払請求は、工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その進捗において要した経費が請負代金額の2分の1以上に相当するものでなければすることができない。
- (2) 中間前金払を行う前に請負代金額が減額となった場合は、前払金及び中間前払金の合計額が、請負代金額に10分の6の割合を乗じて得た額を超えてはならない。
- (3) 中間前金払を行う前に部分払を請求した場合は、中間前払金を請求することはできない。

3 部分払

中間前払金を請求した場合は、部分払を請求することはできない。ただし、当該年度末において工事を完成させることができなかった場合には、当該年度末に部分払を請求することができる。